

4 生徒指導・支援に関すること

本校では社会的・職業的に自立できるよう知・徳・体の調和の取れた教育を推進し、安心、安全の確保に向けた教育環境の充実を重視しています。心身共に健全な人間力を育み、高校生として必要な想像力及び適切な判断力・行動力を重視し、必要な支援を進めていきます。

自己指導能力を身に付けるための諸活動

- ・ふれあい週間、外部講師講演等の実施
- ・ソーシャルメディアポリシー、いじめ防止、他者尊重に対する理解
- ・交通安全・事故対応の確認、禁止事項の確認
- ・身だしなみ、基本的生活習慣の確認
- ・保健行事の実施、教育相談、個人面談等の利用

(1) 日常生活及び学校生活におけるルール・マナー

日常生活においては高校生として必要な公共心を身に付け、学校生活においては安全・安心な教育の場を生徒自身が作り上げるために、次のとおり定める。

項目	内容
登下校	
登校時	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車、公共交通機関を利用して朝7:00以降、8:30までに登校し、8:40のチャイムに合わせ朝の読書・朝の学習開始時間に合わせ出席確認を受ける。 ・最初に登校した生徒は職員室にてホームルーム教室の鍵を受け取り、開錠する。 ・バスが遅れた場合は遅刻となる。特に雨天時注意する。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・用のない生徒は帰りのホームルーム後下校する。 ・それぞれの教育活動に関わる教職員の管理下で行動する。
授業中	
開始・終了時	・チャイムと同時に授業が開始・終了するよう指導する。
スマートフォン、ウェアラブル端末等の扱い	・授業開始前に携帯電話、音楽プレイヤー等の電子機器の電源を切り、鞆等にしまう。授業で使用する場合はその指示に従う。
一人一台端末	授業で利活用する前提で準備する。充電は各家庭で行う。
飲食物の扱い	授業中の飲食は禁止とし、授業開始前に鞆等にしまう。ただし、授業内容に関わる飲食及び授業担当が生徒の安全や健康に配慮した水分補給の場合は除く。
服装、身だしなみ	華美にわたらず高校生らしい清潔なものとする。詳細は項目3(3)「服装及び身だしなみについて」参照。
試験中	
評価に関わるテスト等	不正行為のないようにする。
定期試験	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された席へ出席番号順に着席する。 ・制服を正しく着用の上、机、衣服のポケットの中を空にし、机上に筆記用具のみおく。下敷き、ペンケースは使用禁止とする。電卓など事前に指示がある場合は使用可能。試験中の筆記用具の貸し借りは不正行為につながる可能性があるため禁止とする。 ・スマートホン、スマートウォッチ、音楽プレイヤー等のウェアラブ

	<p>ル端末は電源を切ってカバンの中にしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバンは教室の後ろに移動する。 ・開始5分前の予鈴で準備が終わり着席する。試験の開始、終了は監督者の指示に従う。 ・トイレ、体調不良等で退室する場合で、試験を継続する場合は答案用紙を再度配付する。 ・定期試験時間割は1週間前に発表され、部活動は原則禁止となる。 ・追試験については、あらかじめ欠席連絡をきちんとしたうえで担当者申し出て判断を仰ぐ。
学修	
単位の修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程表に示された学年ごとの単位を修得したことにより、学年の修了または卒業を認定する。成績は観点別の10段階評価とし、評価3以上及び結果時間数が規定時間以内の場合、単位の修得を認定する。
学校生活全般	
貴重品等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重品は自己管理とし、盗難及び破損等のトラブル防止の観点から、多額の現金の他、学業に不必要な物品は持参しない（紛失・盗難の際は紛失・盗難届（様式07）を担任に提出する）。また、トラブル防止のため、友人同士の貸し借りはしない。 ・生徒本人：持ち物への記名、貴重品の携行、ロッカーの施錠。 ・HR担任及び生徒：移動教室の際の施錠・開錠（複数で行う）。 ・式典や集会時の施錠徹底。 ・施設保守等の事情を除き、空き教室のカーテンは開ける。 <p>※紛失・盗難・破損が発生した場合の金銭的補償はできない。</p>
昼食の販売	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みに弁当・パン販売の他、自動販売機コーナーでもパン等の販売をしている。数に限りがあるため、事前に用意して登校するようにする。
保健室の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室の利用は、授業前・休み時間・昼休み・放課後に利用とするが、授業中の急なケガや体調不良の場合は、教科担当者に報告してから来室する。 ・「保健室来室カード」への記録を行う。 ・傷病の継続的な治療はしない。 ・ベッドやソファで休養するのは1時間程度で回復の見通しがある場合とする。 ・内服薬は各自で用意し、薬の譲渡は絶対にしないこと。
校舎間の移動(旧東校舎⇄旧商業校舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の管理・把握及び交通事故防止のため、朝のホームルームから帰りのホームルームまでの時間帯は、生徒のみの外出及び校舎間移動は禁止する。授業に関わる移動については教職員の管理の下で移動する。
職員室の入室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室は生徒の出入りを禁止する。ただし鍵を取る場合は職員員の許可を得て入室する。
T P Oに応じた行動	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間に周囲に迷惑な行動はしない（スピーカーで音楽を鳴らす等）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きを踏まえて行動する（自転車通学手続き、無断欠席、遅刻、早退の禁止など）。 ・更衣室を利用する。
部室の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・部室本来の目的に従って常に整理整頓して清潔に利用すること。 ・教員の指導に従って利用すること。 ・利用時間は活動時間帯のみとする。
その他	
登下校時は制服着用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中であっても登下校は制服を着用する。
公共の場でのマナー	<ul style="list-style-type: none"> ・次のことを確認する。 公共交通機関におけるマナー違反（整列乗車無視・大きな話し声・優先席の不適切利用・スマホ使用のマナー違反）迷惑行為（騒ぐ、暴言・威圧等・食べ散らかし等）飲酒・喫煙等の法律違反、道路交通法上の道路参加者として相手を思いやる行動の徹底（詳細は項目5交通安全教育参照）、公共物（校舎・施設等）を大切に利用する。
部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・入部を奨励する。
アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性をよく考えたうえで保護者等の承認を受けて担任に届け出る。
免許取得	<ul style="list-style-type: none"> ・原付、自動二輪、普通免許を取得する際は必要性について保護者等とよく相談し、免許を取得した時は、担任に免許取得届を提出する。

（2）欠席・遅刻・早退について

ア 事前にわかっている場合の連絡

①生徒氏名、②日時、③理由、④保護者氏名押印 以上を記載した書面（自由様式または生徒手帳）を保護者等が作成し、あらかじめ担任に提出する。

イ 体調不良等、当日の欠席・遅刻の連絡

当日の始業前に保護者から学校に連絡する。8:30～8:40は打合せ時間のため避ける。D X 端末・アプリ等の機能による連絡も可とする。

ウ 遅刻した生徒手続き

職員室に行き「遅刻カード（A 4 個票）」に必要事項を記入、学年担当職員が押印したのを持って授業教室に入り、教科担当に提出の上授業に参加する。

エ 登校後体調不良により早退を希望する生徒

体調不良の生徒は原則的に保健室を利用したうえで、早退を希望する場合は担任に相談の上、担任が「外出・早退届（または生徒手帳）」を発行する。帰宅後「帰宅した旨」を担任に電話連絡する。次に登校した際に、早退届に保護者押印のうえ、担任に提出する。

オ 遅刻の累積回数が多い生徒の確認及び指導

通常の指導で効果が認められない場合は個別に指導する。

（3）自転車の利用について

正しい駐輪マナーを身に付けさせ、自己管理できる生徒を育てるために、自転車通学規程及び手続き等を次のとおり定める。

<p>自転車通学規定</p> <p>次の規程にしたがって、自転車通学を許可する。</p> <p>①十分整備された自転車を所有し、その運転に習熟していること。</p>
--

- ②交通法規を常に正しく守ること。
- ③登録票（ステッカー）を貼付した自転車で通学すること。
- ④自転車には施錠し、盗難防止に努めること。
- ⑤指定された場所に駐輪し、施錠を行うこと。
- ⑥自転車保険等に加入すること（相手への賠償責任保険への加入義務化）。
- ⑦自転車ヘルメットの着用について、道路交通法その他関連法規・法令に則り、努力義務を果たすこと（2023年4月道路交通法改正により努力義務化）。

ア 手続き

登下校で自転車を利用する場合は、自転車利用規程を確認のうえ、次の3つの手続きを行う。

- ①自転車保険（各自）に加入 ②「自転車通学願」提出
- ③ステッカーを自転車へ貼付（ステッカーは卒業時に剥がす）

なお、レンタサイクルを利用する場合はステッカーの手続きは行わない。

イ 確認事項

- ・駐輪場に自転車を停める際には、スタンドで固定・施錠のうえ、枠内へ整列し、学年別に駐輪する。

神奈川県では「自転車の損害賠償保険」すなわち「相手への賠償責任保険」への加入が義務付けられており、加入のない場合は自転車を利用できません。

また、道路交通法が改正され、2023年4月1日より自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならなくなりました。皆さんの生命を守るため、通学時を含め、ヘルメット着用を努めてください。

さらに、自転車の交通違反に関し、青切符（行政処分）による反則金納付制度等の新制度が2024年の通常国会に提出される方針が示されました。依然として自転車の交通違反や交通事故が多い現状がありますので、十分に注意して事故防止に努めてください。

ウ 道路交通法上の道路参加者として

- 歩行者、自転車、オートバイ等を問わず、道路参加者として交通ルールを守り、安全に留意し、次の注意すべき内容を踏まえ、交通事故防止を意識した行動を心がけること。

- ・法令 横断歩道・信号機・標識・走行帯等の遵守、違反行為の禁止（特に自転車の二人乗り、並進、傘差し、無灯火、イヤホン 等）※警察官の指示に従わない法令違反等については、刑事的責任（科料等）が発生する場合があります。
- ・歩行者 運転者に対する意思表示、飛び出し防止、高齢者保護、ながらスマホ。
- ・運転者 運行前点検、スピード抑制、思いやり・譲り合い、歩行者優先。
- ・交通事故の起こりやすい場面 12月、金曜日、朝通学時間帯、夕暮れ時。

【生徒手帳添付のSAFETY CARDの意義を説明し、利用するよう意識付けを行う】
 高校生が加害者となる事故事例が多発しています。交通事故を起こしたり、遭遇した場合は、その場を立ち去らず、安全を確保のうえ、怪我人がいる場合の119番、110番、保護者、学校への連絡を必ず行ってください。

エ その他本校での禁止行為

(ア) オートバイまたは自動車による通学・同乗行為に関する禁止事項は次のとおりとする。

- ・制服着用での運転または保護者等以外の運転による制服での同乗行為（いかなる場合も禁止）。
- ※この項目での制服とは、上着・ズボン・スカート・ジャージ・体操服のいずれか一部を着用した状態をいう。
- ・自宅と本校の往復過程において保護者等以外が運転する自動車またはオートバイに同乗する行為（制服・私服ともに禁止）。

- ・物を取りにいく、友人に会う、本校関係者に呼び出しを受けたなど、本校に起因する目的で本校に近づくための運転または保護者等以外の運転による同乗行為（制服・私服ともに禁止）。
- ・本校生徒に対し、オートバイ運転また同乗行為を促す行為。

体調不良等、やむをえず保護者等の運転する車で登下校する場合は、事前に学校へ連絡するとともに、事故防止上、次のことにご配慮ください。

- ① 敷地内への車両乗り入れは許可がない限り禁止とする。
- ② 両側が路上駐車となる可能性があるため、正門前道路での乗降は避ける。
- ③ 特に正門付近は本校生徒だけでなく、小学生や高齢者の通行が多いため、スピードを落とすなど、通行には十分注意する。

(イ) 「特定小型原動機付自転車」に関する校内での取り扱い

- ・次の法令等を踏まえた取り扱いを前提に、事故防止の観点から登下校時の利用は禁止とする。併せて、校内への持ち込みについても禁止とする。
- ・事故防止の観点から、乗車の際はヘルメットの着用をお勧めする。同様に、任意保険についても加入をお勧めする。

特定小型原動機付自転車」について（道路交通法改正 令和5年7月1日施行）

従来原動機付自転車に該当していた電動キックボードのうち一定要件を満たすものが「特定小型原動機付自転車」に変更されました。

- ・電動であり最高時速20km以下、長さ190cm以内・幅60cm以内、ミラー・後方反射器、ウィンカー等のランプ類、クラクション、機械式ブレーキ設置等の保安基準を満たしていれば、車道・自転車レーン・路側帯（歩行者を妨げない）の走行が可能です。
- ・最高時速が6キロに制御できる「歩道モード」付の車体であれば、緑色のランプを点滅した状態で、歩道で乗ることが認められています。
- ・ナンバープレート、自動車損害賠償責任保険の加入が義務付けられます。
- ・16歳以上であれば運転免許なしで運転可能です。16歳未満は公道での運転禁止です。
- ・ヘルメット着用は努力義務となります。
- ・危険行為等交通違反を反復して行った場合は、公安委員会により講習の受講義務が課され、受講義務に違反した場合は「5万円以下の罰金」に処されます。
- ・最高時速が20キロを超える車体は原付バイク扱いとなり、運転免許が必要です。

(4) 高校生の事故防止のための「スタートかながわ」

「スタートかながわ」とは、生徒の発達段階及び交通事故の実態を踏まえ、「生命尊重」と「遵法」及び「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動と車両運転や危険予測などの知識・技能を身に付け、交通事故の被害者にも加害者にもならないようにする取組みである。

しかしながら、毎年県内で高校生の尊い命が交通事故で失われている。また、自転車事故で加害者となり、刑事上、民事上（損害賠償）の責任を課せられることもある。

本校では警察や関係団体を招聘した交通安全講演会や自転車通学路指導を実施しているが、交通事故報告が多い現状のため、生徒本人が自覚し、常に意識しなければならない。

本校の場合、約70%の生徒が自転車通学をしており、たった一度の判断ミスで自分や家族の人生が大きく変わってしまわないよう、日頃から交通ルールを確認するなど、ご家庭でのご指導を併せてお願いしたい。

【運転免許取得について】「スタートかながわ」に則り、法令上取得可能な免許については、必要性や安全運転に関する理解を十分に行うことを前提に取得可能とします。取得に向けては家庭で十分に話し合い、車輛運転に対する本人の自覚や責任に対する意識をはじめ、各種法令・

本校校則及び社会通念上必要なマナー等について、管理体制を確認のうえ、取得の意思がある場合は、学校の授業に影響のない日程での取得をお願いします。なお、免許を取得した場合、『免許取得届』を提出してください。

原動機付自転車及び自動二輪車・普通自動車免許取得規定

①原動機付自転車・自動二輪車・普通自動車の免許取得を希望する者は、取得に向けては家庭で十分に話し合い、車輛運転に対する本人の自覚や責任に対する意識をはじめ、各種法令・本校校則及び社会通念上必要なマナー等について、十分に確認する。

②取得に際し、学校を休んでの取得は禁止する。

③運転免許を取得した者は免許取得届（様式05）を提出する。

④任意保険に加入する。

⑤次の禁止事項を遵守する。

・自ら運転して自宅と本校の往復過程において運転する行為（制服・私服ともに禁止）。

・物を取りに行く、友達に会う、本校関係者に呼び出しを受けたなど、本校に起因する目的で本校に近づくための運転行為の禁止。

・登下校によらず、制服着用または制服に準ずるもの（本校指定の体操服、部活用ジャージ等）や上・下いずれかが制服、制服に準ずるものを着用して運転する行為の禁止。

・本校生徒に対し、上記の状況で同乗を促す行為の禁止。

※保護者等以外の運転による同乗行為についても禁止。

⑥ヤングライダーズスクール等の交通安全教室に積極的に参加すること。

（5）服装・頭髪等の身だしなみについて

将来の自己実現に向け、集団生活のルール遵守やマナーを重視しています。頭髪・服装等をはじめとした身だしなみについては、実社会に対し合理性のあるルール（校則）を定め、運用しています。

身だしなみを整えることは、将来社会に貢献する人材になるために必要な要素であり、遵法精神、規範意識の育成は社会に出てからも不可欠なものです。

ア 服装の規定

・年間を通じ、学校生活及び登下校時（長期休業中、休日、祝日を含む）においては次に定められた制服を必ず着用する。

・夏服及び冬服の着用期間は次のとおりとする。

夏服 6月1日～9月30日 冬服 10月1日～5月31日

衣替えの移行期間は原則としてそれぞれ5月中、10月中とする。移行期間は冬服または夏服いずれを着用してもよい。

※衣替えについては年度当初に保護者宛通知を出す予定。

【令和6年度以降入学生】服装規定

（ア）厚木王子高等学校の制服の着用

登下校及び授業時には制服を着用する。制服の内容は次の【★学校指定アイテム★と規定】のとおりとする。

【★学校指定アイテム★と規定】※以下★は学校指定アイテム

- ・★Aタイプ（ブレザー、スラックス、ネクタイ）、Bタイプ（ブレザー、スカートまたはスラックス、ネクタイまたはリボン）、他にオプション品として夏スカート、夏スラックス（Aタイプ・Bタイプ）、夏季着用指定ポロシャツ（紺、白）がある。

Aタイプ及びBタイプそれぞれのパーツ選択は自由とする。

- ・★上着の左襟に校章バッジをつける。
- ・ワイシャツ・ブラウスは市販品で白色無地の長袖のものとする。夏服時期を中心に、必要に応じて半袖も着用して差し支えない。
- ・通学用靴は運動靴・革靴等の市販品とする。
- ・靴下は白・黒・紺・グレーの色の一般的なもの（ルーズソックス等を除く）とし、膝下までの長さとする。
- ・ストッキング・タイツ（スカートの下に履くことを想定したもの）については、黒・紺・ベージュ色の無地のものとする。
- ・スカート丈の規定は、冬季、夏季とも膝上位置（スカート丈基準Bの長さ）とする。
- ・制服の変形やオーバーサイズの着用は禁止とする。
- ・必ず記名すること。

※上記★学校指定アイテム★は指定販売業者（12の業者）より購入する。

- ・上履きについては白生地にて学年色カラーの市販品とし、次の①～④を満たすものとする。

①生地にて学年色の樹脂を用いたバレシューズ型（三角ゴムタイプを含む）またはマジックテープタイプの上履きとする。

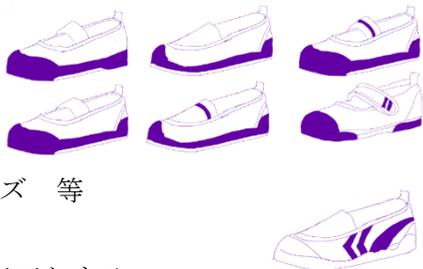
②学年色は靴底横面から足先にかけて入っているものとし、裏面がホワイト・クリアまたは色移りがしない工夫が施されているものとする。

③足の甲部分にて学年色が入っているものも可とする。見た目が遜色なければスリッポンタイプでも可能とする。

④サイドに模様があるものは体育館シューズと見分けが付きにくいいため不可とする。

【規定に合った物の例】

型番の例：ムーンスター：Carrot CR ST11、Carrot CR ST12、Carrot CR ST13、アキレス：アキレスバレ220 NVS2200、日本教育シューズ：教育バレDX、ラッキーベル：Vシリーズ 等



【規定に合わないものの例】

体育館シューズと見分けが付きにくいものは不可とする。

(イ) 冬服（学校指定アイテムAタイプまたはBタイプを着用）

項目（ア）の他、次のとおりとする。

- ・夏スカート、夏スラックスについては寒暖調節のため着用可能とする。
- ・長袖ニット類を着用する場合は、ニット生地にてVネックセーターまたはVネック前あきボタン仕様カーディガンとし、色は黒、紺、グレー、白、ベージュ、茶の無地（胸位置ワンポイント可、縦横4cmに収まる大きさ）とする。また、ノーマルタイプかつオーバーサイズでないものとし、リボンまたはネクタイが隠れないようにすること。着用の際は、ブレザーの下にて着用するよう心がけること。
- ・ベストを着用する場合は、Vネックのニット・ベストとし、前あきボタン仕様も可とする。色は黒、紺、グレー、白、ベージュ、茶の無地（胸位置ワンポイント可、縦横4cmに収まる大きさ）とし、ブレザーの下にて着用するよう心がける。
- ・ポロシャツについては、冬服の着用期間中は着用不可とし、ブレザーの下にて着用することも不可とする。

(ウ) 夏服 (学校指定アイテムAタイプまたはBタイプを着用)

項目 (ア) の他、次のとおりとする。

	Aタイプ	Bタイプ	備考
指定ブレザー	着用しない	着用しない	寒暖調節のための着用は可能。
指定スラックス・スカート	スラックスを着用	スカートまたはスラックスを着用	夏用または冬用いずれも着用可能。
Yシャツ・ブラウス	着用する	着用する	指定ポロシャツを着用する場合は不要。
指定ポロシャツ	着用可能	着用可能	夏季のみ暑さ対策としてYシャツ・ブラウスの代わりに着用。 裾をスラックスまたはスカートに入れる必要はない。 令和6年度以降入学生は指定ポロシャツ(紺または白)のみ着用可能。 移行期間は原則として着用しない。
ネクタイ・リボン	着用可能	着用可能	ネクタイ・リボンは着用しないことを原則とする。
ベスト	着用可能	着用可能	Yシャツまたはブラウス(長袖または半袖)を着用したうえで着用する。ポロシャツのうえに着用は不可。
長袖ニット類	着用不可	着用不可	

(エ) その他

- ・登下校及び学校生活で着用する制服は、上記規定のとおりとする。
- ・防寒用コート類は高校生らしい華美でないものとする。また、授業中の着用は禁止とし、室内では着用しないよう心がける。
- ・部活動などで校外へ出るときにも、原則として制服を着用する。
- ・合理的な理由がある場合の異装は、担任に事前に申し出る(様式02)。また、雨天時に衣服が濡れた場合の対応も申し出る。
- ・規定外のジャージ・パーカー・スウェット類、サンダル類は登下校を含め禁止とする。

【令和4、5年度入学生(県立厚木東高等学校入学生)】服装規定

入学時と同様を原則とする。ただし、令和6年度以降の変更点は四角枠、経過措置等はアンダーラインとする。また、記載のない内容については令和6年度以降入学生の服装規定とする。

(ア) 制服

- 登下校および授業時には制服を着用すること。厚木東高校の制服アイテムのみ着用可能とする。
- 校章(バッジ)を衿につける。
- 夏服
 - ・ニットベストを着用する場合には、色は黒・紺・グレー・白・ベージュ・茶の無地とす

る。

- ・ネクタイ・リボンはつけなくてもよい。
- ・白色・無地及び指定ポロシャツに限り、ポロシャツの着用を認める。

d ズボンやスカートなど、制服の変形は認めない。

e 制服の購入取り扱いは、入学のしおりに記載された販売業者とする。

(イ) 防寒着等

a セーター・カーディガン等を着用する場合には上衣の下に着用し、色は黒・紺・グレー・白・ベージュ・茶の無地とし、衿はVネックとする。

b コート類は高校生らしいものとする。

c 校内ではコート類を着用しないよう心がける。

(ウ) 靴・靴下

a 靴は通学に便利で安全なものとする。靴下の色は白・グレー・紺・黒とする。

b 上履きは所定のものとする。

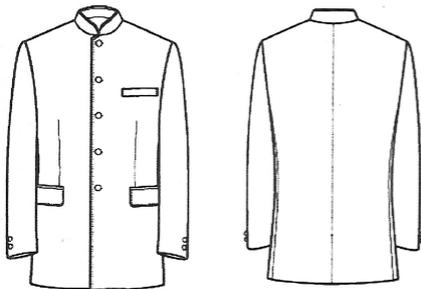
c 体育館履きは指定のものとする。

(エ) 異装願

a やむを得ず異なった服装をする場合には異装願を提出し許可を受けること。

〈男子制服〉 〈女子制服〉

〈男子制服〉



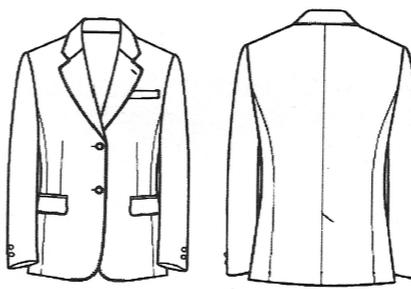
上着

詰襟5ツ釦
胸ポケット…箱ポケット
腰ポケット…フラップ付き
ノーベント
生地…サキソニー



スラックス
ワンタックスラックス
裾シングル仕上げ
生地…サキソニー

〈女子制服〉

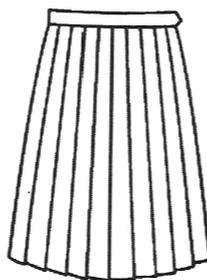


上着

シングル前2ツ釦
衿…ノッチドラベル
胸ポケット…箱ポケット
腰ポケット…フラップ付き
センターベンツ
生地…サキソニー

スカート

20本車ヒダスカート
生地…チェック柄グレー



女子スラックス
ノータックスラックス
裾シングル仕上げ
生地…サキソニー



リボン(ネクタイ)…学校指定のリボン又はネクタイ

【令和4、5年度入学生（県立厚木商業高等学校入学生）】服装規定

入学時と同様を原則とする。ただし、令和6年度以降の変更点は四角枠、経過措置等はアンダーラインとする。また、記載のない内容については令和6年度以降入学生の服装規定とする。

(ア) 制服

○制服の購入について

学校指定の制服を販売業者にて購入する。※必ず記名する。

○制服等のアイテムについて

【学校指定アイテム】

- ・スカート丈は、冬季、夏季とも膝丈（膝頭を中心に上下5cmの範囲内）とする。
- ・ネクタイ・リボンタイ・ワイシャツ（ACマーク入り）は本校指定のものとする。
- ・上着の左襟にバッジをつける。

【着用が認められているもの、学校指定でないもの】

- ・ベスト・セーター・カーディガンは無地・無柄で色は黒・白・紺・グレー・ベージュとする。
ノーマルタイプかつオーバーサイズでないものとし、リボンタイ、ネクタイが隠れないようにすること。
- ・防寒用コートは無地・無柄のもので、色は黒・紺・グレー・深緑・茶等で華美なものは避ける。入学時に新規に購入される場合は、基準に合ったものを購入する。
- ・通学用靴は運動靴・革靴等とする。
- ・靴下は白・黒・紺・グレーの色とし、膝下までの長さとしします。

○制服等の着用について

- ・登下校及び学校生活で着用する制服は、上記「制服等のアイテム」とする。
- ・部活動などで校外へ出るときにも、原則として制服を着用する。
- ・合理的な理由がある場合の異装については担任に事前に申し出る（所定様式あり）。また、雨天時に衣服が濡れた場合の対応も申し出る。
- ・夏装の場合、ネクタイ・リボンタイは着用する必要がある。また、**夏季着用指定ポロシャツ（紺、白）については夏季（移行期間を含む）のみ着用を認める。**
- ・規定外のジャージ・パーカー・スウェット類、サンダル類は登下校を含め禁止とする。

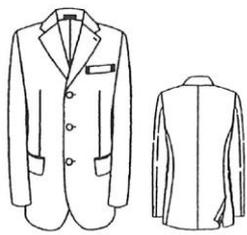
○その他

- ・バッジは変色する可能性があるため、制服のクリーニングの際はスピードクリーニングではなく通常のクリーニングを利用する。

(イ) 上履き・体育館履き・体育着

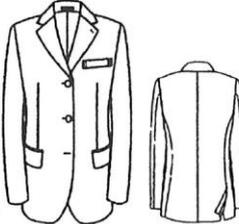
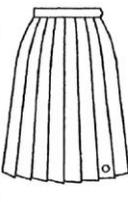
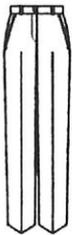
- ・授業等で着用する体育館履き、体育着については学校指定のものとする。
- ・上履きについてはバレーシューズタイプで学年色としします。
- ・名前をはっきり記入する。

【男子タイプ】

	上 衣	スラックス	ネクタイ
型			学校指定のもの
備考	登校時は必ず着用する。 夏期は着用しなくてもよい		夏期は着用しなくてもよい

	シャツ	
型	冬 	夏 
備考	ブルー、ACマーク入り	ブルー、ACマーク入り

【女子タイプ】

	上 衣	スカート	スラックス
型			
備考	登校時は必ず着用する。 夏期は着用しなくてもよい	ACマーク入り どちらかを選択して着用する	

	シャツ		リボン
型	冬 	夏 	学校指定のもの
備考	ブルー、ACマーク入り	ブルー、ACマーク入り	夏期は着用しなくてもよい

【その他】

	ニットベスト	セーター	ネクタイ (女子)
型			学校指定のもの (男子と同じもの)
備考	白・紺・黒・グレー・ベージュ	白・紺・黒・グレー・ベージュ	リボンの着用を正装とする

イ 身だしなみの規定

身だしなみの規定は次のとおりとする。

項目	内容
制服等の着用	服装の規定どおり着用する。制服等の着崩し・私服の着用はしない。
頭髪	高校生らしい自然な状態とし、染色・脱色・パーマ・エクステ（つけ毛）等、地毛を加工・変形しない。
装飾品	装飾品（指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス等のアクセサリ、カラーコンタクト等）は着用しない。
化粧	口紅、有色リップ、マニキュア、つけ爪等を含め、化粧はしない。

※身だしなみの規定に関し、令和4年度及び5年度入学生についての経過措置は設けない。

全校生徒を対象とした頭髪・服装の確認を定期的実施し、課題がある場合はその場で改善を促します。頭髪については一定期間を設けて改善を促す指導を行います。

ウ 体操服について

令和4年度、5年度入学生は旧体操服を引き続き着用する。

令和6年度入学生より、新しい体操服を着用する。

(ア) 製品型番

1 トレーニングシャツ (ジャージ上) (マーク入+販売店にてネーム刺繍)

品番: SDW1301

- 色番: 54 (ネイビー×ターコイズ)
56 (ネイビー×エメグリーン)
59 (ネイビー×レッド)

2 トレーニングパンツ (ジャージ下) (販売店にてネーム刺繍)

品番: SDT1301

- 色番: 54 (ネイビー×ターコイズ)
56 (ネイビー×エメグリーン)
59 (ネイビー×レッド)

3 ハーフパンツ (販売店にてネーム刺繍)

品番: SDP1301

- 色番: 54 (ネイビー×ターコイズ)
56 (ネイビー×エメグリーン)
59 (ネイビー×レッド)

4 半袖Tシャツ (マーク入+販売店にてネーム刺繍)

品番: SAS350

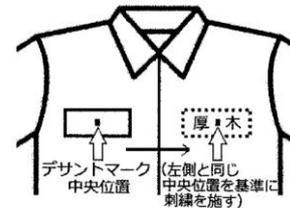
色番: 135 (ネイビー)



(イ) プリントマーク (金色) 及び刺繍位置

○刺繍について (詳細は仕様書にある)

- ① 字体: 明朝体。 ② 糸色: 学年色 (糸番号指定あり)
- ③ 苗字のみ (カタカナも同様)
- ④ 文字のサイズと全体幅



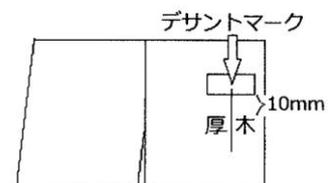
◆ 1～2文字の場合 1文字縦15mm×横15mm 文字

間は5mm程度。全体幅は35mm程度。

◆ 3文字以上の場合 2文字に準じ1文字サイズはやや狭く、全体幅はやや広くてよい。

⑤ 刺繍位置

- ◆ トレーニングシャツ、半袖Tシャツ共に左胸中央位置
- ◆ トレーニングパンツ、ハーフパンツ 左大腿位置



(6) 禁止事項

- ・ 飲酒、喫煙、賭博、暴力行為、薬物所持使用、無許可の物品売買等、法律上の禁止事項。
- ・ バイク、自動車に関する禁止行為 (別項目)。SNSの不適切利用。いじめ行為。
- ・ 風紀上好ましくない遊戯場、飲食店等立入り。公共場所での迷惑行為 (騒音、深夜徘徊等)
- ・ 無断外泊。届出や承諾のないアルバイト・登山・キャンプ・旅行。
- ・ 学習やクラブ活動に関係ない遊戯用具の持参、授業中の許可のないウェアラブル端末、ゲーム機等の使用。
- ・ 試験中の不正行為。
- ・ 消火栓、警報機、シャッター等に緊急時以外に手をふれる行為。
- ・ 上記禁止行為に関わりのある同席行為。

禁止事項に該当するなど、問題行動を起こした場合、改善を促すための特別な指導を行う場合があります。保護者の方に学校に来ていただく等、ご協力をお願いする場合があります。